

新型コロナウイルス感染拡大に備えた中央社会保険医療協議会の特例的な開催について

1. 特例的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染拡大に備えるため、今後当分の間※、中央社会保険医療協議会の開催にあたっては、特例的に持ち回りによる開催も可能としてはどうか。

具体的には、

- ・ 総会
- ・ 部会
- ・ 小委員会
- ・ 薬価算定組織
- ・ 保険医療材料等専門組織
- ・ 診療報酬調査専門組織
- ・ 費用対効果評価専門組織

について、対象としてはどうか。

なお、期間については、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ判断することとしてはどうか。

2. 根拠法令

○ 社会保険医療協議会令（平成18年政令373号）

（雑則）

第5条

この政令に定めるもののほか、議事の手続その他中央協議会又は地方協議会の運営に関し必要な事項は、それぞれ、会長が中央協議会又は地方協議会に諮って定める。

○ 中央社会保険医療協議会議事規則（平成28年3月中央社会保険医療協議会総会了承）
（補則）

第18条

この規則に定めるもののほか、部会及び小委員会の議事運営並びに薬価算定組織、保険医療材料等専門組織、診療報酬調査専門組織及び費用対効果評価専門組織に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。